

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 30 日

日本労働組合総連合会 御中

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直し及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設に関する周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 7 日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（以下「母性健康管理措置」という。）及び当該措置による休暇取得支援助成金（以下「助成金」という。）については、「「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の周知へのご協力について（依頼）」（令和 2 年 6 月 15 日付け厚生労働省雇均発 0615 第 5 号）等において、周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

今般、助成金の支給要件の見直し及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」（以下「特別相談窓口」という。）の開設をすることとしました。具体的な内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、構成組織・地方連合会の皆様に対する周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 助成金について、支給要件のうち、対象となる有給の休暇制度を事業主が整備し、労働者に周知する期限について、令和 2 年 9 月 30 日を、同年 12 月 31 日まで延長いたしました。助成金の詳細については、別紙 1 を御参照ください。
- 2 働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、母性健康管理措置及び助成金に係る相談に対応する窓口として、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの期間、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）（以下「雇均部（室）」という。）において特別相談窓口を設置することとしました。

働く妊婦の方から、母性健康管理措置及び助成金に関する詳細なお問い合わせや事業主にどう伝えればよいかわからない、事業主に措置を講じてもらえない、休業中の給与は支給されるのかといった問い合わせがあった場合には、勤務先の事業所の所在地を管轄する雇均部（室）の特別相談窓口へ御相談いただくよう御案内ください。

特別相談窓口の詳細については、別紙2を御参照ください。

(参考資料)

職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html